

資料 - 2 第26回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第26回河川保全利用委員会（H21.6.2）審議内容 （主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項）	第26回委員会での審議結果	第27回河川保全利用 委員会 審議内容	第27回委員会 配布資料
1) 委員長・副委員長の選出	委員会規約第6条の2に基づき、委員長・副委員長の互選を行った。	三田村緒佐武委員長 中井克樹副委員長 が選出された	-	-
2) これまでの委員会の審議経過及び第25回委員会活動の整理事項	資料 - 2 「第25回河川保全利用委員会審議事項の整理表」で確認・了承した。	-	-	-
3) 野洲川ふれあい広場の更新申請に係る審議	<p>資料 - 4 「占用許可申請説明書」、資料 - 5 「審査結果一覧表」に基づく河川管理者からの説明の後、審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・せせらぎ水路の通水前に水路の掃除をしているのか?今のままでは安心して子供を遊ばせることはできない。掃除をしないなら注意喚起の看板があるべきと考える。</li> <li>・説明書では今年度水路へ通水しないこととなっているが、可能であれば通水することができないのか。</li> <li>・取水ポンプの近くに既存の取水施設がある。近接しており、影響があるのではないか。</li> <li>・占用目的が「親水広場」ととなっているが、占用目的をカテゴリー化したものはないのか。</li> </ul>	<p>本日出された意見に対して次回までに河川管理者が回答を用意する。</p> <p>また、審査項目について各委員の意見を提出して事務局でとりまとめたうえで次回委員会で審議する。</p>	<p>申請者からの回答を説明したうえで、各審査項目について審議をお願いします。</p>	<p>資料 - 3 前回指摘事項に対する回答</p>
一般傍聴者からの意見聴取	一般傍聴者からの意見は無し	-	-	-
その他	資料 - 6 「今後のスケジュール」について事務局より報告を受けた。	-	-	-

## 前回（第26回委員会）指摘事項に対する回答

	指摘事項	回 答
1	せせらぎ水路の通水前に水路の清掃をしているのか?今のままでは安心して子供を遊ばせることはできない。掃除をしないなら注意喚起の看板があるべきと考える。	(申請者回答文書) 水路内の清掃につきましては、清掃作業を委託しております野洲市シルバー人材センターにより実施しております。
2	今年度は水路に水を流さないということであれば、申請説明書の中のかなりの項目において疑問が生じる。通水できるようにならないか。	(申請者回答文書) 昨今の厳しい経済状況のなか、今年度については水路に通水するための経費について予算措置できておりません。来年度以降、ふれあい広場の維持管理にかかる経費全体を見直し、通水に係る費用の予算確保に努めてまいりたいと考えます。
3	取水ポンプの近くに既存の取水施設がある。近接しており、影響があるのではないか。	当該取水施設の約40m上流に、河川管理者の許可を受けた既存の農業用水施設があるが、せせらぎ水路に導水する取水施設を新たに設置した場合の影響については、平成2年度「せせらぎ水路の詳細設計業務」の中で検討しており、問題ないと判断しています。  また、当該占用申請の際、既設取水施設管理者と申請者の間で協議が行われており、施設の設置についての同意を得ています。
4	占用目的が「親水広場」となっているが、占用目的をカテゴリー化したものはないのか。	河川管理者として明確なカテゴリー化をしたものはありません。参考として、「河川敷地占用許可準則」を抜粋したものを添付します。

## 審査結果一覧表（野洲川ふれあい広場）

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明	河川管理者による 審査結果	各委員の意見	コメント
A 基本理念 と基本方 針等の検 証	A1 基本理念	A11 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・満足している。</li> <li>・現状の占有形態では、「川でなければならない利用、川に活かされた利用」が尊重されているとは考えにくい部分があり、基本理念の内容を十分に満足しているとは言えない。</li> <li>・基本的には満足しているが、野洲川の存在意義を記述すべき（例えば、野洲川の悲喜こもごもの歴史的空間でふれあうなどの文章を入れる。）</li> <li>・満足しているとはいえない。</li> <li>・「川でなければならない利用、川に活かされた利用」という部分について、「十分に」満足している状況とはいえない。</li> </ul>	
	A2 基本方針	A21 基本方針	基本方針の内容を満足しているか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・満足している。</li> <li>・基本方針のうち、（２）誰もが河川と容易にふれあえるものとする、が満たされているとは考えにくい。</li> <li>・おおむね満足している。</li> <li>・満足している。</li> </ul>	
	A3 意見書	A31 継続申請時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。	過去に意見書が出されていないため適用外		
B 占有施設 の計画と 設置理由 の検証	B1 必要性	B11 必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設配置図（2/2）に示されている「健康広場」に関する必要性の記述が占有許可申請書に見当たらない。</li> <li>・妥当。</li> <li>・A11、A21の意見により、必要とする理由が明確ではない。</li> <li>・妥当性に少しかける。</li> <li>・占有開始の時点にはなかた理念と方針に照らして、「継続」利用を求められている状況は斟酌する必要はあるが、この場所でなくてはならない理由については、やや不十分だと判断する。</li> </ul>	

	B12	適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント広場，自由広場，健康広場の占用面積の算定根拠が示されていない。これまでの経緯から考えて問題ないと判断するが，イベント等での利用実績等を踏まえ，言及があることが望ましい。</li> <li>・示していないが、適正と推定。</li> <li>・現状の占用形態では、占用面積の縮小が可能である。</li> <li>・おおむね妥当である。</li> <li>・面積の妥当性の判断は難しいが、利用目的のなかには一定面積を必要とするものもあると推測され、それらが適正に実施できるよう、面積が決定されたものであると推察されるが、今後も、これだけの面積を現在の利用状況・形態で占用し続けることが妥当であるかどうかは、検討されたほうがよいかもしれない。</li> </ul>	
B2 代替性	B21	代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替できない。</li> <li>・河道に隣接することで存在意義が生じる、という点では、代替はできない。</li> <li>・野洲川の存在意義を強調する必要があるのではないか。</li> <li>・おおむね妥当である。</li> <li>・占用開始時点で、そのような事情を想定する必要性が求められていなかった事情を斟酌する必要があるが、利用目的の多くは、堤内地でも十分に代替機能を持たせた施設の設置は可能である。（多くの占用案件と同様。）</li> </ul>	
	B22	代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査していない。</li> <li>・代替可能と判断するが、申請者としては、代替の必要性を十分想定していなかったと思われる。</li> </ul>	
	B23	代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査していない。</li> </ul>	

B3 安全性	B31	人への安全	占有区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	現時点では特段の対策は講じられていないが、駐車場から広場に入る際に堤防天端の市道を横断しなければならぬため、横断歩道の設置について関係機関と協議していくこととしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全への配慮はおおむねなされているが、更なる検討を要する。</li> <li>・特段に危険性の高い施設・構造は見受けられず、おおむね安全性を満たしていると思われる。</li> </ul>	
	B32	施設の安全	施設が自然災害等により被害（増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等）が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	安全対策を必要とする施設がないため適用外		
	B33	安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	施設設置による安全対策を必要としないため適用外		
B4 公共性	B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではないか。	排他・独占的なものではなく、誰もが自由に利用できる施設である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排他的とはいえない。</li> <li>・一般利用が可能な状況にあると思われ、問題はないと思う。</li> </ul>	
	B42	地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか（得るのか）。	設置当時（平成6年）地元住民の理解を得るような手だては講じられていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理解が得られているとはいいがたい。</li> <li>・占有開始当時、どのような手続きも行われておらず、おそらく今回の更新にあたって改めて理解を得るための取り組みは行っていないと思われる。しかし、地元からの苦情や反対の声の上がるような利用形態・実態ではないと思われた。</li> </ul>	
C 占有施設の利用計画と利用者等から	C1 占有施設利用計画	C11	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	約15年間（当初許可：平成6年10月）	

C12	施設の変遷	継続申請の場合、前回占用許可期間内どのように施設内容が変化したか。また、その変化理由はどのようなもので、適切なものであったか。	堤防側帯に設けられた駐車場について面積及び位置の変更はあるが、広場については設置当初から施設内容の変更はない。		
C13	施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	広場内に看板を設置し明示されている。但し1箇所のみである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置済の看板が不鮮明であるので、更新が必要。また、最低でも中学生がわかる文章や記述が求められる。</li> <li>・緊急時に備えて、改善が必要である。</li> <li>・十分とは言えないので改善が必要。</li> </ul>	
C14	共同利用	既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。	近隣に類似施設はない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設の共同利用が図られているか不明である。</li> </ul>	
C15	維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したもののか。	占有者である野洲市、守山市の間で「野洲川ふれあい広場等の維持管理に関する覚書」が結ばれており、除草作業、清掃作業、監視作業についても委託契約により適正に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね考慮されていると思われるが、安全対策などに向け、さらなる維持管理が必要である。</li> <li>・せせらぎ水路の維持管理については、検討が必要だと考える。</li> </ul>	
C16	施設の補修・新設	施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することとし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。(例えば、駐車場の舗装の代わりにチップ材を使用しているなど)また、地形の改変は、環境・治水・利水に配慮して必要最小限に留められているか。	設置当初、施設整備にかかる使用資材について特段の検討はされていない。また、広場の占用を前提に河川管理者が高水敷の整備を実施しており、地形の改変は必要最小限に留められている。		

	C17	構造物の安全	施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。	遊具等の施設は設けられておらず、安全対策は定められていない		
C2 利用者	C21	利用状況	占有区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動（時刻、曜日、季節）を把握しているか。	自由使用を原則としており、利用者数等は把握されていない。なお、国土交通省が3年毎に実施している「河川利用実態調査」によれば、平成18年7月末の日曜日の利用者数は309人となっている。	・ 正確に把握しているとは言いがたい。	
	C22	便所	トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。	堤防側帯の水防倉庫横に簡易トイレ（大2台、小2台）が設置されている。但し手洗いのための水道は設置されていない。また清掃は委託契約により週1回実施されている。	・ 維持管理されていると思われる。 ・ 定められている	
	C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	毎正時、スピーカーによりゴミの持ち帰りを利用者に呼びかけている。また、園内清掃を委託契約し週1回実施している。	・ 詳細は不明。 ・ 定められている	
	C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法（管理人等の配置）を定めているか。	自由使用であり、遊具などの施設もないため、管理人は配置されていない。	・ 管理方法が定められているとは言いがたい。 ・ 管理人が配置されていないが、自由使用による問題が顕在化していないのであれば、現状でもかまわないと思う。	
	C25	駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場（身体障害者用等を含む）を確保しているか。	堤防側帯に駐車場が設けられているが、駐輪場は設けられていない。また、身障者用の駐車スペースも設けられていない。	・ 身体障害者用の駐車スペースを確保する必要がある。	

C3 利用形態	C31	利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。また、利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	誰でもが利用可能な施設であり、利用制限は設けていない。	・制限が設けられていない施設である。	
	C32	利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。また、交流を促進させる計画があるか。	「野洲川冒険大会いかだ下り」のメイン会場として、また毎年10月に地元自治会が主催する「自然と親しむつどい」の会場としても使用されており、流域住民の交流の場となっている。		
	C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	「せせらぎ水路」がメインの施設であり、川とのふれあいが可能な施設と言える。但し野洲川の水際に近づくことのできる状況とはなっていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低水路護岸を改修して低水路内の流路にアクセスできるようにしてはどうか？</li> <li>・野洲川を近くで見ること「ふれあい」のひとつである。</li> <li>・当広場が基本方針、基本理念を満たすためには、広場から河道の水際までのアクセシビリティは重要である。</li> <li>・ある程度のふれあいが可能と思われるが、更なる改善が必要である。</li> <li>・河川の流れを疑似体験できる「せせらぎ水路」が十分に運用できないとすれば、一層、川とのふれあいが大切で、現状では不十分である。</li> </ul>	
	C34	河川愛護保護活動	河川環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画（または実績）があるか。	活動計画及び実績はない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績があるとは思われない。</li> <li>・具体的な実績には欠けるが、こうした活動計画が立案できていないと推するが、今後については、指摘した事柄をなるべく満たすことができるような、活動が想定されることに期待したい。</li> </ul>	

		C35	地域活性化	占有区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	「周辺地域の活性化」の視点は意識されていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活性化を促すように活動しているか不明である。</li> <li>・占有施設は、必ずしも地元を積極的に活性化する必要があるとは考えないし、本施設の場合にも、活性化を促しているとはいえない。</li> </ul>	
	C4 住民意見の反映	C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取（対話討論会等）を行ったか。	施設設置当時、流域住民からの意見聴取等は行われていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広く流域住民の意見を聴取・反映する努力が必要である。</li> <li>・今後、理念、指針が定まったことで、本申請についても、保全利用の観点から見直しが求められるが、その際に、意見公募を実施するのも一案であろう。</li> </ul>	
		C42	利用者意見	流域住民や施設利用者（予定）者からの意見を反映させて計画した施設か。	施設設置当時、施設利用者からの意見聴取等は行われていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広く流域住民の意見を聴取・反映する努力が必要である。</li> </ul>	
D 環境・治水・利水を考慮した占有施設の検証	D1 環境	D11-1	大気汚染	占有区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況調査は不明だが、大気に影響を与える施設はない。</li> <li>・大気汚染発生源になることはない。</li> <li>・大気への影響を与える施設ではない。</li> </ul>	
		D11-2	水質汚濁・底質汚染	占有区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は占有区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。また、農薬（殺虫剤・殺菌剤・除草剤等）の使用を禁止しているか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況調査は不明だが、水質等に影響をあたえる施設はなく、農薬は使われていない。</li> <li>・汚染・汚濁に配慮されていると考えられる。</li> <li>・水質・底質への影響を与える施設ではない。</li> </ul>	

D11-3	土壤汚染	<p>占有区域とその周辺陸域の土壤質の現況を調査したか。施設設置により占有区域とその周辺の土壤汚染を招かないか。農薬（殺虫剤・殺菌剤・除草剤等）の使用を禁止しているか。施設構造物等は有害化学物質を使用していないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況調査は不明だが、土壤汚染を招く施設はない。</li> <li>・汚染に配慮されていると考えられる。</li> <li>・土壤への影響を与える施設ではない。</li> </ul>
D11-4	地下水	<p>占有区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況調査は不明だが、地下水等に影響を与える施設はない。</li> <li>・調査していないが、大きな影響はないと考えられる。</li> <li>・農業用水利用施設が近接しているが、このように近接した場所での利用が行われていることは、両者の間で、利水に関する合意が得られているものと思われる。</li> </ul>
D11-5	騒音・振動	<p>占有区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況調査は不明だが、騒音等の発生源になる施設はない。</li> <li>・発生源になることはない。</li> <li>・騒音・振動を発生させる施設ではない。</li> </ul>
D11-6	悪臭	<p>占有区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況調査は不明だが、悪臭発生源になる施設はない。</li> <li>・発生源になることはない。</li> <li>・悪臭を発生させる施設ではない。</li> </ul>
D12	地形改変	<p>占有区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。また、施設の地形改変が占有区域の地形特性に与える影響は軽微か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況調査は不明だが、地形改変は軽微である。</li> <li>・地形改変があり、元に戻す際の計画があるかどうかは不明である。</li> <li>・軽微であると考えられる。</li> </ul>

D13	整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・影響は軽微である。</li> <li>・影響はあると思われるが、軽微であると判断される。</li> <li>・占用開始時点で、小動物に対する大きな影響があり、植生も大きく改変されたと考えられるが、施設の利用・整備を継続するうえで、さらに影響が生じているとは考えにくい。</li> </ul>	
D14-1	陸生生物	占用区域とその周辺における陸生動植物の分布等の現況を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況調査は不明だが、影響を与えることはない。</li> <li>・調査されていないが、影響は軽微であろう。</li> <li>・調査はされていない。占用開始時点で、それ以前の状況が著しく改変されたはずであるが、施設の利用・整備を継続するうえで、さらに影響が生じているとは考えにくい。</li> </ul>	
D14-2	水生生物	占用区域とその周辺における水生動植物の分布等の現況を調査したか。また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況調査は不明だが、影響を与えることはない。</li> <li>・調査されていないが、影響は軽微であろう。</li> <li>・調査はされていない。占用開始時点で、それ以前の状況が著しく改変されたはずであるが、施設の利用・整備を継続するうえで、さらに影響が生じているとは考えにくい。</li> </ul>	
D15	生態系	占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低いか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況調査は不明だが、可能性は低い。</li> <li>・調査されていないが、影響は軽微であろう。</li> <li>・調査はされていない。占用開始時点で、それ以前の状況が著しく改変されたはずであるが、施設の利用・整備を継続するうえで、さらに影響が生じているとは考えにくい。また、生息・生育環境の河川縦断方向の連続性も、占用開始時点でそれ以前と比べて大きく制約を受けたと推測されるが、以後、施設の利用・整備が継続するうえで、影響が深刻化しているとは考えにくい。しかし、今後は、河川縦断方向の環境の連続性や生物の移動経路の確保といった視点への配慮を、強く求めたい。</li> </ul>	
D16	環境復元	占用期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の施設はなく、早期復元は可能。</li> <li>・復元のための計画があるとは言いがたい。</li> <li>・整備計画には盛り込まれていないと思われるが、復元を大きく妨げる利用形態ではないと考える。</li> </ul>	

	D17	作業車の通行影響	河川敷を占用施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・殆ど走行しておらず影響はきわめて軽微である。</li> <li>・管理作業車を操業させる管理手法がとられているか不明。</li> </ul>	
	D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。	施設で無線を使用しないため適用外		
D2 治水	D21	治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)	洪水時に撤去を必要とする施設は設置されておらず、治水上の影響は極めて少ない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・影響はないと判断される。</li> </ul>	
	D22-1	構造物	占用区域が存する河川における過去の流況を把握しているか。また、施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。	治水上支障となる構造物がないため適用外		
	D22-2	構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。また、流出した場合の処置を定めているか。	洪水時に流出する構造物がないため適用外		
	D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的に行っているか。	冠水時に影響を受ける構造物がない適用外		

D3 利水	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。 (確認事項)	せせらぎ水路に水を流すため、取水ポンプを設置しているが、水路及び取水ポンプは河川管理者が整備し保有している施設である。	・今後の水利用のあり方を含めて検討されるべきである。	
	D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。	既存の水利使用に及ぼす影響はない。	・影響はきわめて小さいが、今後の水利用のあり方を含めて検討されるべきである。 ・せせらぎ水路への導水量は小さく、既存の水利使用に大きく影響しないと思われる。	
D4 景観・文化	D41	景観	占用区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。また、施設の形態(形状・色彩等)が占用区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。		・周辺の景観に影響を与える施設はない。 ・園路の舗装が過剰ではないか。車輛の通行を主目的と思わせるようなアスファルト舗装は、河川環境に関わる景観特性とは異質のもので、影響は軽微とは言えない ・調査していないが、影響は軽微であろう。 ・景観上、大きく影響を与える施設はないと判断する。	
	D42	景観変化の把握	占用に伴う景観変化の予測を行っているか。		・特段の施設は無く、予測は不要。 ・精査していない。 ・占用開始当時、予測は行っていなかったと思われる。	

D43	植栽	<p>占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微である。</li> <li>・高水敷に常緑高木の公園樹種が植栽されているのは違和感がある。緑陰が必要であれば落葉高木とすべきではないか。</li> <li>・樹木の選定の際には在来植生を考慮していなかったと思われる。</li> </ul>	
D44	文化財	<p>占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に文化財はない。</li> <li>・調査していないが、影響はないと思われる。</li> <li>・調査はされていないと思われる。本施設の利用形態は、周辺文化財への影響を及ぼす性質のものではないと考える。</li> </ul>	
D45	歴史文化	<p>占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の歴史・文化（伝承文化等）と共存可能か。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に文化財はない。</li> <li>・3市の首長や古老は野洲川の存在について「強く、熱い思い」のもと、後世に伝えることを継続的に提起し、河川敷地の利用や触れ合いを推進してきたので、3市の市民や利用者に野洲川そのものの理解を深める手法を検討すべき。</li> <li>・調査していないが、影響はないと思われる。</li> <li>・調査はされていないと思われる。本施設の利用形態は、歴史・文化の存続に影響を及ぼす性質のものではないと考える。「共存」については、今後の施設を利用した活動計画の中で、盛り込んでいくことも可能だと思う。</li> </ul>	

「施設整備」には、新築・改築・維持修繕を含む。

今後のスケジュールについて (平成21年度)

	平成21年										平成22年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
野洲川ふれあい広場 (野洲市・守山市) 更新申請			● 第26回委員		● 第27回委員	○ 調整作業会	○ 第28回委員						

諮問

意見書提出